

令和2年11月16日

藤井ハウス産業株式会社

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画について

社員が会社での仕事と家庭や子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう策定した行動計画です。

次世代育成支援対策法とは

次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ育つ環境をつくるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から集中的かつ計画的に取り組んでいくためにつくられたものです。

一般事業主行動計画とは

企業が、子育てをしている労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備や子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などを行うために策定する計画です。

1. 策定日

令和2年11月16日（月）

2. 行動期間

令和2年12月1日～令和7年11月30日

3. 行動計画

目標内容とその対応策

| | |
|------|---|
| 目標1 | 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備を進める。 |
| 対応策1 | 社員向け案内ツールを利用し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度を周知し利用の促進を図る。 |
| 目標2 | 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を進める。 |
| 対応策2 | インターネット環境の整備による在宅勤務、テレワーク等の場所にとらわれない働き方の導入を図る。 |
| 目標3 | インターシップおよび会社見学会の積極的な受入れを図る。 |
| 対応策3 | 若年層の就業体験機会の提供、就業意欲促進のためにインターンシップと会社見学会を積極的に受け入れる。具体的には、各大学、各高校との連携強化及び岐阜若年地域連携事業等への参画を図る。 |

以上